

# 食 品 安 全 委 員 会 プ リ オ ン 専 門 調 査 会

## 第 29 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 8 月 24 日 ( 水 ) 13:00 ~ 15:46

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

( 1 ) 米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について

( 2 ) その他

4 . 出 席 者

( 専 門 委 員 )

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐(知)専門委員、金子専門委員、北本専門委員、  
佐多専門委員、山内専門委員

( 食 品 安 全 委 員 会 委 員 )

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

( 説 明 者 )

厚生労働省 道野課長補佐

農林水産省 釘田衛生管理課長

( 事 務 局 )

齊藤事務局長、村上評価課長、福田評価調整官、梅田課長補佐、

小木津総務課長、杉浦情報・緊急時対応課長

5 . 配 布 資 料

資料 1 - 1 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (平成 17 年 8  
月 9 日 発 出 )

資料 1 - 2 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカ  
ナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)(平成 17 年 8 月

- 22日提出)
- 資料 1 - 3 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)(平成 17 年 8 月 22 日提出)
- 資料 2 - 1 B S E 発生前及び現在のデータ(米国)
- 資料 2 - 2 B S E 発生前及び現在のデータ(カナダ)
- 資料 2 - 3 B S E 発生前及び現在のデータ(日本)
- 資料 3 日本と同程度とリスクと考えられる E U 諸国のサーベイランスデータ
- 資料 4 - 1 日本と米国の項目別比較表
- 資料 4 - 2 日本とカナダの項目別比較表
- 参考資料 1 - 1 諮問書(厚生労働省発食安第 0524001 号、17 消安第 1380 号;現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(B S E)に関するリスクの同等性
- 参考資料 1 - 2 参考資料 1 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 2 - 1 諮問書(厚生労働省発食安第 0524002 号、17 消安第 1382 号;現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(B S E)に関するリスクの同等性に係る資料
- 参考資料 2 - 2 参考資料 2 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 3 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について(平成 17 年 6 月 10 日発出)
- 参考資料 4 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)(平成 17 年 6 月 10 日提出)
- 参考資料 5 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について(米国及びカナ

	ダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17 年 6 月 20 日提出)
参考資料 6	食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (平成 17 年 6 月 24 日発出)
参考資料 7	食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)(平成 17 年 7 月 8 日提出)
参考資料 8	食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)(平成 17 年 7 月 13 日提出)
参考資料 9	論点メモ(現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された 20 ヶ月齢以下の牛の食肉および内臓(米国、カナダ)のリスクと全年齢の食肉および内臓(日本)のリスクの比較: 山本委員提出資料 第 27 回プリオン専門調査会資料)
参考資料 10	平成 14~16 年度科学研究費補助金研究成果報告書 「畜産フードシステムの安全性確保に関する国際比較研究」、研究代表者 甲斐 諭、第 1 章 米国における牛肉の生産流通段階の安全性確保の検証
参考資料 11	食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (平成 17 年 7 月 28 日発出)
参考資料 12	食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)(平成 17 年 7 月 29 日提出)
参考資料 13	項目別関連情報(米国)
参考資料 14	項目別関連情報(カナダ)
参考資料 15	項目別関連情報(日本)
参考資料 16	「米国農務省 Maturity Study に関する最終報告」に対する意見書
参考資料 17	米国における疑似陽性牛の判定結果
参考資料 18	米国における S R M 関係規則遵守状況に関する情報
当日配付資料	「BSE Test Results」

## 6 . 議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 29 回「食品安全委員会ブリオン専門調査会」を開催いたします。本日、7 名の専門委員が御出席です。

「食品安全委員会」からも、委員の御出席がございました。また、厚生労働省、農林水産省の方にもお越しいただいております。事務局に関しましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日、会議全体のスケジュールにつきましてはお手元の資料「第 29 回食品安全委員会ブリオン専門調査会議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入ります前に事務局から資料の確認をお願いします。

福田評価調整官 資料の確認をさせていただきます。

本日、配付資料は資料 1 - 1 から 4 - 2 までと、当日配付資料とあります 10 点が本日の配付資料。

それから、前回までに配付済みの参考資料が 20 点、大変多くなりますが、合計 30 点でございます。

お手元にお配りしております議事次第、座席表に続きまして、資料 1 - 1、平成 17 年 8 月 9 日付けで「食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について」。

次に資料 1 - 2、平成 17 年 8 月 22 日付けで「食品健康影響評価に係る資料の提出について」。米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓についてでございます。

資料 1 - 3、平成 17 年 8 月 22 日付けで米国における 2 頭目の B S E 感染牛について、前回提出がありました資料のうち、I H C の画像写真が鮮明なものが追加で提出されております。

なお、この写真につきましては、米国政府より非公開の扱い、委員限りの扱いということで提供を受けているものでございます。

次に、資料 2 - 1「B S E 発生前及び現在のデータ（米国）」について。

資料 2 - 2「B S E 発生前及び現在のデータ（カナダ）」について。

資料 2 - 3「B S E 発生前及び現在のデータ（日本）」について。

資料 3、日本と同程度のリスクと考えられる「< E U 諸国（低汚染国・中程度汚染国）のサーベイランスデータ > 2004 年」。

資料 4 - 1「日本と米国の項目別比較表」。

資料 4 - 2「日本とカナダの項目別比較表」。

最後に、当日配付資料として「BSE Test Results」、米国における U S D A サーベイラ

ンス結果をお配りしております。

参考資料は、1 - 1 から 18 まで合計 20 点ございます。前回までに配付させていただいた資料でございますので、紹介は省略させていただきます。

なお、本日配付している資料のうち、資料 1 - 3 のみは委員限りということで、傍聴の方々にはお配りしておりません。また、参考資料につきましては分量も多く、前回までに配付された資料でありますので、傍聴の方々につきましては「食品安全委員会」のホームページで御覧いただくか、あるいは後ほど事務局にて閲覧していただくようお願いいたします。

本日の資料は、以上でございます。不足等ありましたら、お知らせください。

吉川座長 かなりたくさん資料になっていますけれども、お手元でございますか。大丈夫ですか。

大丈夫なようなので、議事に入りたいと思います。本日の議事は、前回に引き続いて「米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について」、今回 5 回目になります。前回、リスク管理側から追加資料の提出があった資料の確認、それから米国、カナダ、日本について横並びで項目整理をしようということで、それを基にした表のたたき案のようなものを出しました。その中で、特に米国の項目について確認を行ったということです。その中で、追加資料の申請等、特に検査あるいは扁桃の除去、その他について質問が追加で出ましたので、追加で提出を要請した資料について農林水産省及び厚生労働省から回答の来ているものがあります。まずそれを両省から説明していただいた後、前回に引き続いて、できれば食肉の方から上乘せ規制等について議論を進めていきたいと思います。

最初の考えでは、今日欠席の甲斐（諭）専門委員が科研費の報告書を含めて米国の事情をよく知っていたので説明していただく予定だったんですけども、ちょうどカナダに出張ということで、今回は議論をしておいて次回、先生が帰ってこられたらそこら辺の説明を併せてやりたいと思います。タイミングが合わなくて申し訳ありませんでした。

それでは、事務局から資料の紹介をお願いいたします。

梅田課長補佐 それでは、経緯等につきまして若干御説明させていただきます。

資料 1 - 1 を御覧ください。これは 8 月 9 日付けで厚生労働省、農林水産省に対しまして資料の提出を依頼したというものでございます。公開を原則としているということもありまして、その点、配慮して提出いただきたいということも前回の議論を踏まえまして付け加えさせていただいたところでございます。

1 枚めくっていただきますと、3 ページ目に別添ということで、要請する資料、1 から

6の項目を挙げてございます。これは前回の議論で必要ということで御指摘のあったもの、その後、先生方に改めて意見を募集いたしまして加えたものもでございます。

1から6までございますが「1.米国のサーベイランスのテストフロー」。

「2.米国の検査要領について」ということで、資料の取扱い等について詳しい内容ということであったかと思えます。

「3.米国における強化サーベイランス実施頭数のうち、ELISAを実施せず、IHC（免疫組織化学検査）のみを実施した頭数」。これは幾らあるのかということでございますけれども、これは疑陽性牛が出たということで前回御報告させていただきましたけれども、それに関連して、その牛自体はELISAをやっていたということもございましたので、それであれば強化サーベイランスのうち、そのような牛はどのくらいあるのかということをお指摘としていただいたものです。

「4.米国の疑陽性牛のELISA吸光度値」ということで、これは前回、米国で2頭目に最終的にBSE陽性牛と確認された牛がございましたけれども、そのELISAの吸光度については御報告いただいたところであります。

そもそも、3頭疑陽性があって、それでは残りの2頭の牛の吸光度はどれくらいなのかという御指摘であったかと思えますけれども、いただいております。

「5.米国における生前検査」ということで、獣医師の検査の実施状況、役割といったものでございます。

「6.米国における扁桃の取り扱い及び実施状況に関する文書」ということでございます。

これを受けまして両省から8月22日付けで資料1-2の提出をいただいております。

1番目の項目については、2ページ目から48ページまでが「1.米国のサーベイランスのテストフロー」になってございます。

「2.米国の検査要領について」でありますけれども、これは49ページから53ページまでということになっています。

「3.米国における強化サーベイランス実施頭数のうち、ELISAを実施せず、IHC（免疫組織化学検査）のみを実施した頭数」でありますけれども、54ページ、55ページになっています。

「4.米国の疑陽性牛のELISA吸光度値」ですけれども、これは56ページ、57ページです。

「5.米国における生前検査」についての内容は、58ページから75ページになってい

ます。

「6．米国における扁桃の取り扱い及び実施状況に関する調査」ですけれども、これは76ページから99ページということになっておりまして、併せて参考資料として「1．カナダのと畜場における扁桃除去に関するS S O P」ということで、より詳しい内容を併せて提出いただいております。それが101ページから110ページ。

「2．カナダのと畜場における獣医官及び検査員数」が、111ページ、112ページになっています。

後ほど、両省から御説明があるかと思しますので、内容についてはそちらの方にお任せしたいと思います。

資料1 - 3でございますけれども、これは同日付けで、先ほどの資料の紹介のところでもございましたけれども、前回提出していただいた中で画像が一部不鮮明であったということがございました。そのうちのウェスタンプロットとかにつきましては会議終了近くにお配りしたかと思っておりますけれども、I H Cの方が改めて提出されておりますので、それをお付けしたということでございます。

したがって、2ページ、タイトルが「米国における2頭目のB S E感染牛 U S D Aで実施した検査について、使用抗体の種類、各検査法の結果（画像等）」ということで、これは前回のタイトルに合わせておりますので、そのままでありますけれども、そのうちのI H Cの画像について今回追加で提出されたということで御理解いただきたいと思っております。

何枚かございますけれども、4ページ以降は1例目のものでありまして、これを比較するという意味で参考資料としてお付けいただいていると伺っております。

それから、資料2 - 1、2 - 2、2 - 3はB S E発生前及び現在のデータについて、発生する前と後の対応がどうなったのかといったことを比較するために整理させていただいたものでありまして、これをお付けしております。内容については、後ほど議論になったときに御説明させていただければと思っております。

資料3は、前回の議論の中でE U諸国、日本と同じかどうかというのは御議論があるかもしれませんが、そういう意味ではE Uの中でも高汚染国と言われております英国と、それ以外の国、中程度の汚染国というふうに一応そこには書いてございますけれども、そういった国が比較をするのに参考になるのではないかという御指摘がございました。

それから、カナダについても同じように参考にできるのではないかというお話がございましたので、その点についてサーベイランスデータを高リスク牛について整理させていただいたものであります。

資料 4 - 1、4 - 2 でございますけれども、これは前回の会議の中で資料 3 として山本専門委員から提出のあったものでありますけれども、それを前回の議論、それからその後、項目に沿ってリバイスしたものであります。これも後ほど議論になろうかと思っておりますけれども、詳しい内容についてはそのときにまた座長の方からも御説明いただくと承知しております。

それでは、各省からいただいております資料について、本日は農林水産省から消費・安全局衛生管理課の釘田衛生管理課長、厚生労働省から食品安全部監視安全課の道野課長補佐においでいただいておりますので、中身につきましては両省から説明をお願いしたいと思っております。

以上です。

吉川座長 ありがとうございます。

それでは、両省から説明をお願いします。いつもどおり、後の議論の中でも質疑応答があると思っておりますので、簡潔に 15 分くらいずつ、合わせて 30 分くらいで説明していただけますか。お願いします。

釘田衛生管理課長 それでは、まず農林水産省から今の資料の 1 番目から 4 番目まで簡単に、15 分もかからないと思っておりますが、説明します。

まず「1. 米国のサーベイランスのテストフロー」でございます。

これは、3 ページにチャートがございまして、非常にわかりやすくなっておりますので特段説明を要さないかと思っておりますが、ポイントは下の「WB」に矢印が伸びているところでございます。従来はこれは IHC ができないときだけウェスタンブロットの方に矢印が伸びていたんですけれども、先般ここのフローが手続の見直しが行われまして、2 回の ELISA 検査の結果、陽性となったもの「Inconclusive」になったものは「IHC」に進むのと併せて、同時にウェスタンブロットも行うというこの矢印が付け加わったこととなります。

それがポイントでございまして、その次には 5 ページのところからいわゆる SOP、標準操作手順書が 3 種類付いておりますけれども、まず最初のものは BSE の ELISA テストの手続が 3 ページにわたって付いております。説明は省略します。

その次に、8 ページになりますけれども、これは BSE の検査を行う研究所がサンプルを受け取る際のプロトコルということになります。これが 21 ページにわたって付いております。

この中に、例えば 14 ページの「Appendix 1」に脳幹部のところから採材するやり方。そ

れから、その次のページ「Appendix 2」が先ほどのチャート。そのほかに、この B S E 検査を行っている研究機関の名称とかがずっと後ろに付いております。

ずっとめくっていただいて、29 ページに 3 つ目の S O P、B S E の追跡をする際の手続という S O P が付いております。これも 20 ページにわたって付いておりまして、細かな追跡方法の手順がここに記載されております。

以上が「1. 米国のサーベイランスのテストフロー」に関する資料でございます。

2 番目ですが、49 ページ「2. 米国の検査要領について」でございます。これは仮訳が 52 ページに付いておりますけれども、このポイントは既に先ほども述べましたが、7 月 1 日付けでこのプロトコルの見直しが行われまして、最も重要なポイントはウェスタンブロットを I H C 検査と併せて行うというところでございます。6 番目辺りから書いてございます。

次へ進みますが、54 ページ「3. 米国における強化サーベイランス実施頭数のうち、E L I S A を実施せず、I H C (免疫組織化学検査)のみを実施した頭数」でございます。

これは先般、米国農務省からも公表されておりますけれども、55 ページにありますように、これまで 9,245 頭については E L I S A を実施せず、I H C のみ行われている頭数になっております。

なお、これは今日の配付資料の中にもございますが、米国のこれまでの強化サーベイランスの頭数 43 万頭ほどになっていたかと思いますが、その中には含まれていない頭数になります。

次に行きますが、56 ページ「4. 米国の疑陽性牛の E L I S A 吸光度値」。

米国から提供されました情報によりますと、57 ページにありますように E L I S A の測定値が書いてございますが、ここだけですとわかりにくいので補足して申し上げますと、これに足りない点を重ねて米国側に質問して、その結果得た数字がございますので、併せて御説明したいと思います。

米国で強化サーベイランスが 6 月から始まっておりますけれども、その中で、まず最初に E L I S A 陽性値が見つかったのが 6 月 25 日でございます。これが 1 回目の陽性結果と言われているところですが、その最初の E L I S A の測定値が 0.133。これは、カットオフ値が 0.198 になっております。

2 回目の検査結果が 0.197 で、このカットオフ値は 0.195 になっております。

下の方の 2 回目の陽性結果になりますが、これはその直後ですけれども、同じ 6 月 29 日の検査結果で E L I S A 陽性になったものなのですが、第 1 回目の E L I S A 検査値が

ここにありますが 0.367。これに対応するカットオフ値は 0.195 になっています。

2 回目の E L I S A 検査値は、ここに出ておりませんが、2 L でやっていますので 2 つ個体がございますが、0.016 と 0.026 という低い値になっています。カットオフ値は 0.194 という数字になっております。

この結果からわかりますように、一部 2 回目の検査結果でカットオフ値を下回る、すなわち本来ならば陰性と判定されるケースもあるんですけれども、米国側の説明によれば念のため補足的な試験として、この確認検査まで行ったという説明になっております。

4 番目までの資料説明は、以上です。

道野課長補佐 それでは、引き続きまして 58 ページからについて御説明申し上げます。

まず「5. 米国における生前検査」といいますか、と殺前のと畜場ラインにおける獣医師の役割ということでございまして、59 ページの資料は「FEDERAL MEAT INSPECTION ACT」というアメリカの法律です。

( a ) に規定されているのが、要は指定されたインスペクターが検査したものでなければと殺だとか、解体だとか、その肉を包装したり、加工したり、レンダリングをしたりということができない、商業用に使うことができませんということが規定されております。

続きまして、60 ページ以降はそれに関する細かな規定でございまして、例えばと畜場の生体検査施設といいますが、係留所で検査をなさいますとか、それから検査の結果に基づく処分の話が 61 ページの右側、§ 309.2 ですけれども、ここがその措置に関する規定であります。措置に関しては勿論、と殺・解体禁止から、一応そこでは保留にしておいて、と殺をして、と殺後の検査で結論を出すというような方法もございまして。

ずっとページを進んでいただきますと、その関連の細かな、死亡牛がいた場合とか、病気の動物であった場合とかということについてそれぞれの措置が細かく規定をされているというのが 60 ページから 63 ページ、牛の規定だけではなくて豚とかに関しても必要に応じて規定がございまして。

B S E につきましては、資料の 68 ページになりますけれども「FSIS NOTICE」という、私の理解では行政通知と理解しておりますけれども、ここで例の生体検査の場合にと畜場に持ってきて問題になるのは「NON-AMBULATORY DISABLED CATTLE」、要するに歩行困難牛ということになるわけです。

F S I S の取扱い通知においては「I. PURPOSE」の 1 行目に「Veterinary Medical Officers」、これは獣医師です。獣医師がこれにつきましてどういう役割をするかということが、この通知の中で明記されております。

1 つは、例の 30 か月齢以上になると S R M の部位が変わるということがありますので、そういう月齢の確認の問題があるわけですが、更にほかにも幾つかの規定がございます。

次の 69 ページのちょうど中段から下ぐらいでございますけれども、1、2 というふうに数字が振ってございますけれども、ペテリナリー・メディカル・オフィサーズ、獣医師がまず生体検査、と殺前検査について責任を有するというところでございます。勿論、B S E の検査関連で言えば「Animal and Plant Health Inpection Service」ということで、A P H I S との連携ということについても規定をされております。

そういったことで、B S E に関してもこういった特別な役割というものを獣医師である U S D A の検査員が責任を負っているということになります。この資料の後半の方にずっと絵が並んでいますけれども、これは月齢を確認するための施設のガイダンスが一応載せられています。

資料の 74 ページでございますけれども、ここでの役割ということでもありますけれども、済みません、資料の 74 ページはアメリカ側から提出をされたわけなんですけれども、実はこれは豚とか羊とかについての生体検査のときの特別なルールでありますので、これは説明を省略させていただきます。

2 枚ほどめくっていただきまして「6 . 米国における扁桃の取り扱い及び実施状況に関する調査」ということでございます。

1 枚めくっていただきますと、77 ページに F S I S の通知文書がございます。これは日付を見ていただきますとわかりますように、右肩にありますけれども、2004 年 1 月 9 日ということで、1 月 12 日に規則を施行しておりますので、それへの事前通知でございます。要するに 1 月 12 日から、2003 年 12 月に B S E の牛が発見されたということで規制を強化しますということで、S R M の指定であるとか、勿論、歩行困難牛に対する規制であるとか、そういったことを規制しますということが事前通知をされております。この事前通知の中でも、いわゆる S R M の取扱い等に関して H A C C P プランにおいて各施設で導入するようにということをお求めしております。

ページをめくっていただきますと、83 ページでございますけれども、ここに扁桃も含めた S R M の管理についての「VERIFICATION」、検証の進め方というものが U S D A のインスペクターに示された通知でございます。

84 ページに「VERIFICATION FOR THE DESIGN OF PROCEDURES FOR SRMs」ということで、S R M 管理についての検証の手順というのが示されています。これも V M O というところで、

獣医師たるインスペクターがその責任を持って検証していくというような手順になっております。

扁桃の具体的に細かな取扱いにつきましては、資料の 88 ページにあります。これは 2004 年 10 月になってからですけれどもトンシルについてということで書かれております。

3 番目のパラグラフのちょうど真ん中辺りに「9 CFR 318.6 ( b ) ( 6 )」の次の文章でありますけれども、ここですべての確認できるトンシルを除かなければならないということで、口蓋扁桃と舌扁桃についてが対象になるということが明記されております。

こういったことを踏まえて、と畜場の側で作成した S S O P が 91 ページでございます。

あと、続きに、これもと畜場サイドで使用している写真の例でございますけれども、これはちょうど舌根部というんですか、舌の後ろ側、上が前で、下が後ろという感じなんですけれども、この部分が「Lingual Tonsil Area」ということで、舌扁桃の部分ということが書かれております。こういったビジュアルなものを用いて、従業員に周知をして作業をするというようなことになっております。

お配りしていませんけれども、U S D A のホームページにも、これよりもちょっと小さな写真ですけれども、舌の取扱いについて周知を図るという趣旨で取扱いの仕方が掲載されております。

あと、参考資料でございます 101 ページ以降に、カナダについても同様の S S O P であるとか、そういったものが作成されているということで提出させていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

カナダの場合も、109 ページになりますけれども、一応絵だとか、次のページに舌の取扱いについて細かな部分について写真で示されております。

あと、111 ページに「2 .カナダのと畜場における獣医官及び検査員数」ということで、獣医官が 457 名、検査員数が 1,620 名というふうになっております。

あと、事務局の方から先ほど提出された資料があると思うんですけれども、参考資料 18 です。これは先日、報道がありました 1,036 件について、米国のと畜場において違反があったというようなことで報道がされたものでございます。

私どもの方で、米国政府の方に詳細について参考資料 18、今日配布していただいた資料の中に。

梅田課長補佐 先生方には、薄いファイルにとじております。

吉川座長 米国、カナダ諮問に係る補足資料の一番最後のページに参考資料 18、U S D A のホームページから取った資料があります。

道野課長補佐 報道もされましたので、おそらく御承知の先生も多いかと思えますけれども、米国におきましては、先ほどから申し上げているとおり、と畜場に常駐する農務省の検査員がSRMの管理等のと畜場側の衛生管理についてベリフィケーション、検証を行うという仕組みになっているわけでございます。

ただし、そういったことで、先ほどから御説明しているとおり、HACCPプランの中で、事業者サイドがどういう管理をしていくかということを決めていくという制度になっております。

その中で、農務省の検査員は連邦規則に適合しないような事例を発見した場合には、と畜場に対して「Noncompliance Record」といって、文書です。A4の裏表にそういう違反内容とか、問題点とか、いつ見つけたとかそういうのを書く様式のものがございます、交通違反切符というのは表現がよくないかもしれませんが、そういった形で違反がありますということ指摘をします。

その際には、もしも関係製品、例えばブロック肉とかそういったものが衛生上問題があるという場合には廃棄をさせるとか、そういった措置をその場で取ります。それと同時に、違反内容の改善措置について施設側から提出を求めて、それについて提出があれば検証をするというようなことをやっております。勿論、厳しい場合には操業停止という措置も講じているというような仕組みになっております。

今回の報道につきまして、在留米国大使館に確認いたしましたところ、今回のデータというのは、SRM等の規制が施行されたのが去年の1月12日ですから、去年1月から今年5月までの間に農務省が検査を行っている、大きい施設から小さい施設までいろいろあるわけですが、それからと畜場だけではなくて、食肉処理をするカット施設も含めて6,000か所のと畜場において農務省の検査官がSRMの関係規制の不適合を見つけた場合に交付したという文書が1,036件あった。それについて、今回の報道に関してはパブリック・シチズンという団体が公開請求をしたということで、公開が可能な829件を公開したというような経緯がございます。

米国側の話をお聞きすると、農務省のチェック体制によるSRM規制が機能し、安全性が確保されていると、米国側ではそういったことで規制がきちんと施行されているんだという説明をしているわけでございますけれども、更に不適合事例の内訳とか調査方法について詳細な情報を請求してまいりまして、昨日の夜、SRMの関係規制の不適合を指摘する一つひとつの個票を米国側から入手したものですから、まだ全部しっかり見られているというわけではないんですが、全体的に見ると不適合事例の内訳としてはHACCPプラン

関係が 405、SRM 関係が 467、記録を保存しないというのが 164 というのが農務省サイドでの集計結果です。

具体的に言いますと、HACCP プランに関してはと畜場だけではなくて、実は先ほど申し上げたようなカット施設での不適合事例もかなり含まれているということでありまして、例えば出荷者から 30 か月齢以下ですという証明をする文書をもっているけれども保存していないとか、SRM 除去を完全にした枝肉ですという証明をもっているけれども保存していないとか、関係記録の保存ということも HACCP プランに規定していないとか、HACCP プランのとおり実施されていなかったような事例、それからプランの中に BSE に関する事項が欠落しているといったようなものであります。

SRM の取扱いにつきましては、ナイフの洗浄が不十分とか、のこぎりとかそういった切る機械の洗浄が不十分であったものや、脊髓、扁桃などが、一応除去はされているけれども不十分であったというようなものがございます。

記録に関しても、そういった関係の SOP の実施とか、プランの作成実施といった関係の記録が不備であったというようなものでございます。

ただし、今年 1 月以降の不適合事例を見ますと、BSE や SRM の取扱いに関する修正を求めるようなものが中心になっていまして、いずれにしても、この不適合事例については改善措置が取られているというようなことでございます。

ただ、やはり違反が顕著であったということだと思っておりますけれども、レベル、程度の問題だと思いますが、6 施設については操業停止の措置が取られたというようなことでございました。ただ、当該 6 施設については平成 13 年の日本への輸出の実績を見ましたけれども、日本には輸出するようなところではどうもなかったということが確認されました。

以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思いますけれども、とりあえず今、両省から説明があった内容に関して、ここで先に聞いておきたい、このところだけは後の議論を待たずにはっきりさせたいというところがあれば、そこについて先に議論したいと思います。

資料 1 - 2 に大体まとめられております、前回質問の出たサーベイランスのフローについて、それから検査、材料の取扱い、強化サーベイランスの内容、陽性牛、3 頭いたうちの前の 2 頭のデータについて、生前検査、扁桃の取扱い、カナダについてといった説明がありましたけれども、各項目についてどなたか御質問、このところが理解しかねるというようなところがありましたら、どなたかございますか。

それでは、小野寺専門委員どうぞ。

小野寺専門委員 資料 1 - 3 ですけども、これは免疫組織化学検査、IHC です。「使用抗体：L42」と書いてあるんですけども、5 ページの F99 というのはよく文献に出てよくわかるんですけども、L42 というのは何か特別な抗体なんでしょうか。

吉川座長 今回の質問は、資料 1 - 3 の 3 ページの免疫組織に使われた抗体が L42 という格好に記載されていて、1 例目のものについては F99 という抗体になって、割合よく使われているけれども、何か特殊な理由があったのかどうだろうか。モノクローマ抗体の違いはわかりますか。

小野寺専門委員 L42 は、ひょっとしたら染色は多分イギリスのウェブリッジで染色したものです。NVSL だから、違いますか。

吉川座長 違うと思います。やったところの方はベテリナリー・サービシーズ・ラボラトリーズ、アメリカの方ではありませんか。

小野寺専門委員 アメリカですね。わかりました。

吉川座長 どなたかわかりますか。佐多さんは、L42 はわかりますか。

佐多専門委員 この前は何番でしたか。何番か忘れてしまって、ちょっと覚えていないんですけども。

吉川座長 資料で、使ったモノクローマ抗体の一覧表はありましたね。

道野課長補佐 前回、カナダの BSE 感染牛の診断サーベイランスの年齢分布等の参考資料の中に抗体の一覧があります。

吉川座長 カナダの諮問の参考資料の方ですか。

道野課長補佐 前回のです。

吉川座長 米国・カナダの方ですね。130 ページ。

小野寺専門委員 カナダです。ドイツの方でつくられて提供されたものです。わかりました。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 49 ページからの「2. 米国の検査要領について」なんですが、幾つか細かいこともあるんですが、まず全体としてお聞きしたいのは、各と畜場に検査員が配置されているというふうに理解していいと思うんですが、もう一方で、後から出た参考資料 18 で「FSIS inspection program personnel」という表現が出るんです。これは、と畜場の検査員とは別のところがやっているということですか。

道野課長補佐 FSIS は、今言いました USDA の機関ですけども「program pers

onnel」というのは基本的にはと畜場のインスペクターとほぼ同義だと考えていただいていいんですけども、当然彼らを監督する機関がF S I Sの中にありますから、例えばたまに監督官がやって一緒に回ったときに見つけた違反というのもありますので、そういう意味ではそういったものも含めた概念というふうに理解しています。

山内専門委員 それで、そういったところが書類審査の後でS R M除去の不完全なところを見つけたというのが今回の事例になると。

道野課長補佐 そうです。勿論、現場で例えば枝肉に脊髓の破片がくっ付いていたとかそういったものも含めてです。

山内専門委員 それから、この委員会で要求したのはと畜場での各手順に検査員がどういふふうに配置されているかという内容だったと思うんですが、それは今回示されていないですね。ただ、規則がこうなっていますと。

例えば、59ページにはインスペクターは生前検査をすべての動物についてと畜前に行わなければいけない。それがフェデラル・レジスターにも書いてあるというようなところだけであって、現実には何人ぐらいがどういふふうになっているかという具体的な資料は今回は出されていないと思うんです。

道野課長補佐 米国側に要求しているんですけども、現在の実人員をカウントするとするということで時間がかかっているようです。

もしも、この場である程度お答えすることをお許しいただければ、米国の農務省のホームページを確認しますと、インスペクターに分類される人というのは7,500人全米に配置されている。M S Sの中での獣医師の数というのは1,100人というふうに記載されていますし、日米協議で私どもが何回かアメリカのと畜場に行ったわけですけども、その際に行ったところに関しては、いずれも獣医師を含むF S I Sのインスペクターが配置されておりまして。

山内専門委員 それは、私もそういうふうに理解しているんですが、実際に私たちがコロラドで行ったところでも2,000～3,000頭処理するところに獣医師が1人で、その1人の人がと畜前の牛全部の生前検査をやるとか、その他いろいろなことが現実にできるのか、そういう疑問があるので、もう少し具体的なことを聞きたいということだったんです。

道野課長補佐 それでは、実例ということで御説明をさせていただきますと、前回、山内先生も御一緒いただいたときのスウィフト社の場合が、あそこは2シフトあるということもあると思うんですけども、獣医官としては2名、インスペクターが28名。

それから、別のと畜場で、ここも大きいところで、一日当たり1,600頭ぐらいやっ

るところですけれども、ここは1シフトですので、獣医官が1名と食肉検査官が9名。

あと、3,600頭規模のところでは、獣医官が4名、食肉検査官が32名というふうになっていて、ここも2シフト制です。

そんなような状況です。

山内専門委員 ですから、事実としてはそうだろうと思うんです。そういう事実と、決められていることが実行できるかどうかというのが非常に私としては疑問といいますか、多くの方が疑問に思っている点だろうと思うので、そこはやはりはっきりさせておく必要があるだろうと思うんです。

日本の場合の、前に北九州と芝浦のケースをここでヒアリングで紹介してもらったことがあります。芝浦では350頭を一日やるのに10人の獣医師が生前検査をやるとか、北九州は前の日に全部やっておくとかというような非常に大きな違いがあるんです。

ですから、そういう違いというのはやはり具体的に何らかの形で私は整理しておく必要があるだろう。ただ単に規則だけをやって、あれをちゃんとやっていますと言われてもこれは現実に不可能な内容ではないかというような疑いを持っているわけです。

道野課長補佐 以前、結局規則に即した形での資料も以前お示ししたことがあると思うんですけれども、そうすると公になっている資料としては、日米での生体検査の、例えばあくまで例示ということになるかもしれませんが、どのような時間配分で、どういう人数でどういう内容でやっているかということ整理して提出させていただければよろしいでしょうか。

山内専門委員 はい。

それと、もう一つ気がついたんですが、日本の場合には検査をやった場合の確認というのは実際には厚労省のBSE専門家委員会で行っているわけですが、アメリカのこの規則を見ると、50ページの下から3行目なんですけれども、これは「the lead scientist or research leader」といって、単数なんです。この点は、1人の人が確認をするというシステムと理解していいんですね。

道野課長補佐 資料に書いてある上ではそうなんですけれども、勿論、事実確認はさせていただきますのでよろしいでしょうか。

山内専門委員 はい。どういう確認の制度を取られているのかということ。

吉川座長 どうぞ。

梅田課長補佐 今の検査官の関係ですけれども、先ほど話がありましたけれども、甲斐先生が本日いらっしゃればその辺りのお話もいただけるのかもしれませんが、甲斐

先生からいただいております報告書を今回参考資料に付けておりまして、その中で、その関係で記載されていることを紹介させていただきますと、先ほどスウィフト社の話が出ましたけれども、甲斐先生が行かれたのはスウィフト社のグレリー工場、先ほどと同じ工場ですけれども、この報告の中でも獣医官が2名、検査官が28名常駐しているということが書かれております。

それから、エクセル社のフォートモーガン工場にも行かれたことで書かれておりますけれども、40名のUSDAの検査官が常駐しているということでありまして、両シフトで常に獣医官が衛生管理の責任者となっているというようなことが記載されておりますので、併せて紹介させていただきます。

吉川座長 山内専門委員の質問としては、よく理解されていると思います。要するに、一日に処理する頭数から逆算して平均的なもの、あるいはかなり大きなもの、あるいは日本並みのサイズのもの、そこに配置されている獣医師等検査官の比率を考えたとき、日本のシステムの延長線上で考えるとき、それは可能なのか、可能でないのか、それを知りたいということなんだろうと思うんです。

だから、そういう幾つかの規模があるなら、アメリカの平均的なもの、アメリカの中でもやや大きいもの、あるいは小さいもの、3種類くらいで一日処理頭数このくらいに対してこういうものになっている。逆に、日本は大きいといっても芝浦くらいが最高ですか。そのときに要すると畜生前検査として日本が配置しているものとの端的な比較をしたいということだろうと思うので、もしそういうデータが入手可能であれば、全部である必要はないので、幾つかそのグループに合いそうなところで実際どうなっているのかというデータを出していただければ議論しやすいかと思います。

そのほか、ございますか。

どうぞ。

山内専門委員 もう一つ、細かいことで質問ですが、69ページ真ん中のところから2番です。上から3行目に「APHIS is primarily interested in cattle that are 20 months of age」、要するに20か月以上の牛に関してAPHISは関心を持っている。これは、日本との協議が行われた後、こういう文言が入ったんですか。急にアメリカで20か月というのが出てきたのは、どうも理解できないんです。

道野課長補佐 この文書自体は、2004年1月12日につくられたもので、その後の改訂があったかどうかというのははっきりしないんですが、私もこれは何で20か月なのかと思っていたので、済みません、今、直ちにお答えできませんので。

山内専門委員 確認してください。

道野課長補佐 わかりました。

吉川座長 済みません、先ほど佐多専門委員が手を挙げておられて、小野寺専門委員の方を先にしてしまいました。どうぞ。

佐多専門委員 この資料1 - 2の中の「2.米国の検査要領について」というところで、「材料の取り扱いについて（採材から検査施設への搬入まで）」ということの部分について資料が今回2ページぐらいにわたって出ているわけですが、前にお話ししたのはウェスタンブロットにしても、IHCにしる、ELISAにしる、細かなプロトコルがオープンにできるのかどうかという話も含めて、採材も含めてそういったプロトコルも明らかになるのかどうかということをお聞きしたつもりだったんです。

今回は、材料の取扱いについてとか、コレクションのお話だとか、そういう部分についての取り決めが出てきたわけですが、実際、例えば今日配られた資料1 - 3の写真を見たり、何かそういったときに、先ほど小野寺先生が抗体についてどうかというような話もありましたけれども、そういった細かなプロトコルというのは公表できるような形のものがこの中に入っているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

これは、例えば米国の検査要領の中で材料の取扱いについての部分だけ抜粋してきたのか、いろんなプロトコルまで全部入っている、その一部だけ取ってきたのか、全体が出せるようなものなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

道野課長補佐 前回、カナダから提出のあったようなものをイメージして要求をしたんですけれども、一応こういった形で、ポイントとして今、一体全体として検査の手順がどうなっているのかというような御質問がトピックだというふうに理解をしまして、ウェスタンブロットとIHCが並行してやられるということについては少なくとも確認ができる州でないといけないというふうには考えておりました。

プロトコルについても、当方としてはカナダと同様のものということで考えていたわけですが、今回は提出されていません。ただ、前回、ウェスタンブロットについてはARSの手順みたいなものが提出されているので、それでいいかと思うんですけれども、IHCのプロトコルについて再度要求をすればよろしいでしょうか。

佐多専門委員 できれば、きちっと議論できるような形のものがあった方が望ましいと思います。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 今の点について、IHCのは私はちょっと覚えていないんですけれども、

ウェスタンブロットのは 50 ページに簡単に書いてあるわけですが、50 ページの 6 番目のところで「SAF Immunoblot」となっていて、これは「OIE Manual of standards」に一応方法は書いてあるわけです。それにのっとなってやっている。ただ、その細かいのが、この間たしか示されたんだというふうに理解しています。

道野課長補佐 済みません、間違えました。前回、たしか I H C の簡単なものと、ウェスタンブロットは O I E のマニュアルという資料提出になっていました。

山内専門委員 O I E のマニュアルに、一応かなり詳しく書いてあるので、それにのっとなっているというふうに理解すればいいんだと思うんですが、ただ抗体や何かに関しては O I E マニュアルには多分書いていなかったと思います。

ただ、検査の方に関しては、I H C は A P H I S の方でやっているけれども、ウェスタンブロットは A P H I S の方はできないので、N A D C、ナショナル・アニマル・ディジェーズセンターの方でやるというふうに、ここにも書いてありますけれども、別個なんです。

吉川座長 わかりました。もう少し比較といいますか、専門家として見たときに議論できるプロトコルが入手可能であれば取り寄せていただけますか。

ほかにございますか。いいですか。

どうぞ。

佐多専門委員 もう一点だけなんですけれども、この委員会の事務局の方から資料がときどき送られてきて、それを読んでいるわけなんですけれども、これは、このファイルの補足資料というところの後ろの方にあつたんですけれども、今日の説明とちょっとずれて申し訳ないんですけれども、参考資料 16 というところに日本の農業経済学者のグループが「『米国農務省 MATURITY STUDY に関する最終報告』に対するコメント - 月齢 21 ヶ月未満が年間を通して保証されるであろうか - 」という書類が出ていました。

これを見たんですが、いろんな書類が回ってくる中で、この書類だけがちょっとしたデータを基にしてコメントされているので、これについてリスク管理庁としての、農水省だと思うんですが、その辺についての御見解というものがもしあれば教えていただきたいと思います。

吉川座長 お願いします。

釘田衛生管理課長 参考資料 16 で、今、御指摘の文書が出されております。

この文書が指摘しておりますことは、米国の子牛の生産体系を見たときに、米側が説明しておりますと畜される飼育牛のほとんどが 20 か月齢以下であるというような説明には疑義があるのではないかといったような内容になっていようかと思えます。

米国側の子牛の生産体系につきましては、いろいろなところで説明されておりますけれども、主には季節繁殖になっておりまして、その中でも春生まれが主体だということでございまして、そのほかに秋生まれが多少あるということでございますので、1年間を通じて同じような割合で子牛生産が行われているわけではない。季節的にかなりの偏りがあるということは事実だと思われまます。

ただし、アメリカもああいう大変広い国でございますので、特定の何月に集中しているということではなくて、地域によってかなり幅は出てくるのではないかと思います。

いずれにしても、今、私どもが知っている限り、米国で何月に何頭が生まれたといったようなそういう詳細なデータはございません。したがって、何月生まれの頭数が何頭といったような推定は困難だと思います。

その上で、この参考資料 16 のコメントの中でもありますけれども、今回米側がマチュリティー・スタディで行ったサンプリング、マチュリティーと月齢との相関を確認するための調査を行っておりますけれども、この調査の中においては一般的な生産パターンと月齢の分布はよくマッチしているという指摘でございまして、それは春生まれが主体だとして考えた場合にはよくマッチしている。表が付いておりまして、この表のように見た場合には春生まれが主体だという説明とよくマッチしているということだと思えます。

ただし、これは11月ぐらいにと畜したわけでございますので、これを例えば半年後の5月ぐらいにと殺すれば、また大分違った状況になるのではないかという指摘になっているわけですが、確かにこの調査を行うときにも米側からの説明といたしまして、と畜場でサンプルを取る際に、時期によっては月齢が大分動くので、若い月齢の牛が見つげにくい、あるいは月齢の高い牛が見つげにくい時期があるという説明はありました。それはやはり、季節的に偏りがあることを反映しているものだと思います。そのばらつきがどの程度のものかというのは、繰り返しになりますけれども、正確な推定は困難だと思います。

いずれにいたしましても、そのような生産体系の実態というのは必ずしもよく把握できておりませんが、この報告書がねらいとしておりますのは月齢の分布とマチュリティーとの相関でございまして、この昨年11月ごろにサンプルをと畜場で取って、こういった分布の牛が存在して、そこからマチュリティーを検査した結果、こういう結論が得られたということでございますので、この調査内容そのものは米国の生産体系云々とは関係なく、ここから導かれている結論は有効なんだろうと思います。

ただ、問題は、それではこういったマチュリティーで月齢の推定をするときに、1年を通じて同じような割合でA40以下の牛が出てくるかどうかというのはよくわからないと

ころであります。それは、季節的にある程度変動するものなのかもしれません。

いずれにいたしましても、この調査報告書の結論はそのまま有効であると考えておりますが、これを現実に当てはめて、例えば将来、この基準を用いた月齢推定を行って、日本向けの牛肉輸出が行われる際には、その中で米国側が追加的な検証あるいはフォローアップという形で、この20か月齢を超えるような牛が含まれないということを確認しつつ実施するということになっておりますので、その点についてはこれが実行に移される際に私どもの方からもまた現地へ入って調査をするなりして、この方式が有効であるかどうかというものの検証を行っていきたいと思っております。

以上です。

吉川座長 いいですか。

佐多専門委員 よくわからなかったんですが、わかったのは要するに幅があるということで、それがぴったりと数字に収まるかどうかはよくわからないので、もう少しそれを検証するような方法を考えていきたいというふうに理解してよろしいのでしょうか。

釘田衛生管理課長 済みません、説明がよくなかったかもしれませんが、この報告書が結論としておりますA40以下であれば、そこに20か月齢を超える牛が混ざる確率は極めて低いという結論自体は有効だと思っております。

ただ、それが現実にと畜場で成熟度の格づけをしたときに、実際に20か月齢以下の牛がどの程度の割合で含まれるかは、確かに季節的な変動があるんだろうと思います。

それに伴ってA40以下に格づけされる牛の頭数もある程度変動する可能性はあると思います。そのところは十分なデータもございませんし、今のところ検証もされておられません。今後、この方式を実際に使って、米国内で月齢の判別が行われる際に、その検証は行われていることになるだろうということを申し上げました。

佐多専門委員 しつこいようですけれども、そうすると、その検証を行うというときに、何か別のプログラムを考えたり、何かするわけですか。

釘田衛生管理課長 これは、今年の2月に月齢判別の検討会の専門家が報告書を取りまとめました際に、今後の留意事項として、追加的な検証あるいはフォローアップを行うことということを提言としていただいておりますので、そのことを米国側に具体的に実施していただけるようお願いしているところです。

まだ、具体的にどういうやり方をするということについては、詳細は聞いておりませんが、米国側としてもそのことを検討していきたいという回答を得ております。

吉川座長 先に、私の記憶では「食品安全委員会」の委員長と「プリオン専門調査会」

の座長あてにこの手紙が来て読ませてもらって、あまり米国の事情を知らなかったものだから、確かに11月にやられたデータは、米国の生産からすれば、ちょうど春子の20か月齢前後に当たるところなので、そこで評価されたデータを戻して考えれば、その評価に関して疑義があると言っているわけではないことは事実ですけれども、最大の触れ幅を考えて外挿したときには、春子のピークからずれた生産体系に入るんだけれども、それでいいかというもう片方の疑義があって、単純に言うなら11月のちょうど反対側の5月のときに同じ実験をもう一回繰り返してみたら、確かにA40というのはほとんどいなくて上に行ってしまうというなら、それは一年を通して正しいのかもしれないと私は理解をしたんです。別に11月のデータがおかしいと言っているわけではない。ただ、最大のアローアンスを入れたときにやはずれを生ずることになってしまうので、科学的に検証するとすれば、反対のところを見た上で通して正しいと言え、季節変動性があったとしても、それは十分にマチュリティーを読んでいるということになると私は理解して、なるほどと思ったものですから、各委員にもこういう意見がありましたということを了解してもらおうと思って送ったわけです。いいですか。

もし、そういう機会があったら、これから後でも検証することは、実質上輸出しているときでも可能ではあるはずで、専門家委員会に文句を言うわけではないんですけれども、是非そういうデータもあった方が評価はしやすいと思います。

どうぞ。

山内専門委員 生前検査に関してもう一つ質問するのを忘れていたんですが、74ページの資料です。これに書いてあるんですが、どうも生前検査前に生産施設が自発的に動物を分けることができる方式が取られていると。これまでは牛、豚、羊、それが今度は牛だけはそうはできなくなったと書いてあります。

というのは、この推測が正しいのかどうかお聞きしたいんですけれども、要するに生産施設である程度現場の方で健康と思われる牛は分けて、そのまま自発的にと畜に回していたと、そういう方式が、ここでは alternative ante-mortem inspection と言っている。代理の生前検査とでも言うんですか。ただ、そういう方式は牛では今後できなくなったと。もっともこれを決めたというのが今年の7月12日付けで、実施が7月26日以降というわけですけれども、ごく最近の話なんです。その背景と、これまでの alternative ante-mortem inspection というのは一体どういった内容だったのか。それを調べていただけませんか。道野監視安全課長補佐 わかりました。確認するようにします。過去にBSEが発生する前に、アメリカのと畜場に行った際には、やはりある程度と畜場サイドでそういう

仕分けというのもやっていたように、私も記憶をしていますので、少しその辺についてよく確認をしたいと思います。

山内専門委員 カナダの場合は、やはり生産施設で分けてしまうということが資料に書いてありますね。ですから、多分同じようなものかなと推測できるんですが。

吉川座長 では、それはお願いします。

ほかにございますか。

いいですか。また、これからの議論の中で、今日の追加説明について議論することもあるかと思いますが、ほかにはないようでしたら先に進めたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、資料2 - 1あるいは資料3、資料4の方に戻りたいと思いますけれども、前回、山本専門委員の方から米国に関して各項目を一通り説明してもらって、また確認を行って、また追加質問を出したわけです。

カナダについても、一応各項目の整理表というものを山本専門委員につくっていただいて、一部説明をいただきました。

それから、米国、カナダ、日本の項目を並べて日本との比較をした方がわかりやすいだろうということで、資料の4 - 1を日本との比較という格好で項目について、やや評価を足したような表をつくっていただきました。

資料について意見があれば、事務局の方に連絡をくださいということで、この間はやってきたわけで、その意見も含めて少し表の方も山本専門委員に書き換えていただいたんですけども、今日はどうしても時間がほかの用事と重なって来られないということで、一応、山本専門委員から変えたところを含めて事前の説明をいただいたので、私の方から簡単に説明して、その上で議論を進めていきたいと思います。

最初に資料2 - 1、2 - 2、2 - 3という3枚が出ていますけれども、これはもう一回、特に最大のリスクを持つSRMのフローというか、流れについて確認をしておいた方がいいだろうという気がして、カナダ、アメリカ、日本、それぞれ1頭目が出る前までのSRMの処置と、それからその後、各国いろいろな対応を取るわけですがけれども、2005年現在の3か国のSRMのフローというか、それをもう一回確認しておいた方がいいのではないかと、資料1を事務局の方に頼んで、わかる範囲のところを埋めてもらったわけです。

端的に言って、陽性牛が出てから後、ヒトに対してのリスクを考慮して、食肉その他から排除するというルールはできているわけですがけれども、そこで実際に排除されたSRM

が最終的にどういうフローになるのかというところを、もう一回農場で死亡した牛の場合、それからと畜場で異常を呈して食用に回らなかった牛由来のSRM、それから健康で30か月以上の牛由来のSRM、それから最終的に日本向けプログラムと考えられる、20か月齢以下の牛由来のSRMが食用、それからレンダリングを介して資料に、どこが回って、どこが回らないのかということをもう一回整理しておきたいと思ったものですから、こういう表を事務局の方に頼んだんですけども、つくってみてここにほとんど量的な概念が入っていないんです。検査をすれば陽性と陰性が出るという格好の表になっていますけれども、大半はそういうことと言えば、農場死亡牛、この前拡大サーベイランスでやられたもの以外のものは、実際には検査をされないで死亡牛として扱われるということだと思います。実際には、多分そのままレンダリングに入ると考えるべきだろうと思います。

それから、と畜場で異常を呈して食用に回されないものについては、検査の対象となれば陽性牛は排除されますけれども、検査対象とならなかったものについては、あるいは検査で陰性のももそうですけれども、対象外のものについては、やはりSRMは食用には回らないけれども、飼料の方にはレンダリングとして回るということを考えておかなければいけないと。

当然、牛に直接与えられるわけではないわけで、牛へは不可という格好になっておりますけれども、交差汚染を考えると、そこでは日本とかなり違うということは考えておかないといけない。それは30か月齢以上の健康牛についてもある頻度では陽性牛が入るリスクはあるわけで、それについてもSRMとしては食用からは排除されるけれども、排除されたSRMはレンダリングに回ると考えるべきであって、レンダリングから先は飼料工場に鶏、豚用という格好でいこうというところは、もう一回考えておかないといけないという気がして、それぞれに分けて何が×で何が だろうかということをして3か国まとめていただいたので、もし見て、でもよく考えてみると、ここはよくわからぬ、あるいはひょっとしたら焼いているのではないかとこのところがあれば、意見をいただきたいと思います。

それから、資料3については、先ほど事務局から説明がありましたけれども、ヨーロッパで比較的低汚染国と言うべきかわからないけれども、日本と同じような格好で、年間10頭前後あるいは10頭以下ぐらいのレベルで出ている、ポーランド、チェコ、スロバキア、あるいはやや多いフランス、ドイツという中程度汚染国とここには書いてありますけれども、そういった国で日本と同じような分類で分類してみたとき、どんな傾向になるかということをしてイギリスと日本だけではなくて、ヨーロッパのデータを使ったらという北本専門委員からの意見でしたか、山内専門委員が忘れましたが、それで事務局の方から整理をし

ていただいたものです。ポーランド、チェコ、スロバキア、この辺を見ると、割合日本に似ているかなという印象を受けます。

ここには実は、BSEサクベクテッドでBSE検査に回ったカラムがないんですけれども、実際にBSEサクベクテッドなケースは、ポーランドの場合は11例あって、検査はすべて陰性。チェコとスロバキアはそれぞれBSEサクベクテッド検査はゼロが並んでいるカラムがもう一個抜け落ちておりますけれども、そうなっています。

フランスは、BSEサクベクテッドケースが96例あって、そのうち8例がBSEで、大体8%ぐらいになっています。

ドイツは、1986がサクベクテッドケースになって3頭がBSEということで、0.15%ということ、ちょっとカラムが抜けていますけれども、こうやって並べてみると、死亡牛あるいはサスペクテッドと殺牛というか、エマージェンシー・スローターがそれなりの率で、それからと畜場の健康牛から、やはり率は低いけれども総数が多いですから、日本と似たようなケースで出てきているという印象が特に低汚染国では見られます。下に参考までにカナダと日本のデータが並んでおります。

どうぞ。

北本専門委員 質問なんですけれども、エマージェンシー・スローターというのは、具体的に何がエマージェンシーなんですか。

吉川座長 私らの言葉で言うと、事故牛ですかね。

小野寺専門委員 日本語で訳せば、事故牛なんですけれども、とにかく農場で殺してしまったものです。

吉川座長 ヨーロッパの事情としてわかりますか。

道野監視安全課長補佐 ヨーロッパの方でもエマージェンシー・スローターについては、たしかTSアクトの方で定義があったというか、それはもともとは向こうのと畜情報みたいなもので定義があって、たしか獣医師が農場でいろんな事故とか、そういったものでと畜場へ持って行きなさいと獣医師が指示したものであるというような内容だったと思います。

日本で言っているエマージェンシー・スローターがそれに当てはまるものとしては、例の病畜といいますか、要するに起立不能、通常は起立不能になって廃用になって出てきたものというものを日本でもエマージェンシー・スローターというふうに理解して、数字の比較なんかでは使うようにしています。

北本専門委員 そうすると、これを見ると、これの多寡が中程度汚染国と低汚染国の差になっているじゃないですか。ですから、いわゆる起立不能のものと考えればいいんです

かね。

吉川座長 そうですね、異常牛というか。

道野監視安全課長補佐 少なくとも起立不能になった牛というのは、こういう扱いになるというのは、ヨーロッパも日本も同じだと思います。

吉川座長 だから、確かに前に言われた低汚染国だとOIEの重みづけというのは、日本と同じように、かなりポイント制では合わない事態になってくるかもしれない。日本だけの話ではないということになるかもしれない。ちなみに、あの重みづけでこの3国がやっていたらどういうことになるかというと、多分日本と同じような何百万頭調べてもだめということになるかもしれない。少なくともBSEサクベクテッドケースがないという形ですから、最大のポイントに貢献するポピュレーションがほとんど出てこないということになる。

ほかにありますか。いいですか。

それでは、資料の4-1、4-2を見ていただきたいと思います。

一応、山本専門委員の方からこれまでの表にもう少し項目を、それから数字を書き込んでいただいたものですが、4-1と4-2は同じ構成になっていて、4-1の方が米国で今までかなり突っ込んで議論してきたので、こちらの方で説明させていただきますけれども、最初のカラムの3つが、一応導入のリスクに関連するところで、生体牛と肉骨粉と動物性油脂という3つの項目で、日本は英国から乳牛33頭、ドイツから16頭、その他、カナダ、米国と。

日本の特徴は、輸入牛のほとんどというものが、英国のを含めて乳牛であるという点です。

米国の方は、イギリスからリスクの高かった期間、313～318頭、それから9～10頭が英国からカナダ経由で米国に入ったというものと。いずれにせよ、日本と大きく違うのがほとんど肉用牛を輸入主体として入れていたということです。

それから、英国以外の欧州からは、そこにあるように1,600頭ぐらいですか、それからカナダからは、これはけたが違うわけで、年間約六十万頭、1990年～2003年までは1,422万頭という北米の流通になっているということです。

日本と米国の比較ということで、英国からアメリカの場合は、大体313～318頭、英国以外の欧州から420～1,663とかなり幅がありますけれども、この時期、英国の牛に対して、ヨーロッパの牛の汚染度を100分の1と係数を置いて計算すると、英国換算では4.2～17頭ということで合計317頭～335頭。それで考えると、最悪のシナリオでは日本の約

十倍ぐらいのリスクを負ったという考え方が一方にはあります。

それから、肉用牛と乳用牛の当時のイギリスの発生率は、必ずしも同じではなくて、乳用牛に B S E 陽性牛が偏って 1 対 4 ぐらいの比率であるということを考慮すると、日本がすべて乳用牛ですから、単純計算では日本の 2.5 倍、単純に考えれば、2.5 倍～10 倍ぐらいの範囲の生体牛汚染を受けたと考えられるということです。

それから肉骨粉に関しては、日本がデンマークから 3 万トン、イタリアから 5 万 6,000 トン、カナダから 9,000 トン。

米国の場合は、イギリスから 5～63 トン。E U から、合わせてほぼ 2,000 トンですかね。カナダからは 23 万トンとか 17 万トンと、牛と同じように非常に北米の流通の高さがあります。

英国からのトン数に、先ほどのと同じで 100 分の 1 という係数を使うと、米国が 11.8～82.6 トン、日本が 560 トンということで、単純計算すると、米国は日本の 47 分の 1～7 分の 1 ぐらいの輸入量ということになります。

動物性油脂に関しては、日本がオランダから 1,245 トン入れているというのに対して米国はないということで、導入リスクに関しては、項目別に見ると、そういう違いがあるということです。

それから、国内の暴露リスクということで、B S E プリオンの飼料への混入ということで飼料規制、日本の場合、2001 年 10 月から完全に使用禁止にしたわけですけれども、1996 年 4 月に通達を出しております。ここには抜けています。ただし、2005 年 4 月から豚由来タンパクを交差汚染防止対策を行った上で、鶏・豚用飼料に使用することについて使用禁止を解除したというのは「食品安全委員会」のこの間の結論です。

米国は、1997 年 8 月に反すう動物由来タンパク質の反すう動物への給餌を禁止したと。では、それがどのぐらい遵守されているかということで、現在、遵守率はほぼ 100 % と考えられるけれども、日本の場合、2001 年 9 月の発生直後の立入検査では、165 農家で肉骨粉を給与したという事実があったと。ただ、追跡調査の結果、肉骨粉を給与した牛からは陽性牛はまだ出ていないということです。

それから、2001 年 10 月以降は肉骨粉汚染について飼料の輸入、製造、販売、農家に対して立入検査を実施して、違反事例が 10 件あったということです。

アメリカの方は、現在は 99% ということになってはいますがけれども、法律をつくった当初の遵守率が 50～58%。あるいは 98 年以前は 30～70% で、2004 年 7 月の調査及び 2005 年 6 月の調査では遵守率は 99% ということですがけれども、検査内容あるいは検査項目が異な

ることから単純に比較するのは難しいということです。

それから、SRMの使用状況については、先ほど資料2で説明しましたけれども、日本の場合は、SRMを2001年10月から利用禁止というよりは、実際には焼却をしているわけで利用できない格好になっていますけれども、米国の場合は、SRMの反すう動物への飼料として禁止はしているけれども、それ以外については、飼料として利用しているということで、現在も国内での循環増幅の可能性は否定できないという違いがあります。

それから、高リスク牛の使用規制、これは先ほど2のところでもまとめてあります。先ほどの資料に書いてあるとおりで、ヒト用には回らないけれども、レンダリングには回るということになります。

それからラインの分離については、飼料工場2003年義務づけで、日本の方は動いていませんけれども、実際、既設の工場については2005年4月以降完全分離になるということです。

米国が1997年器材・施設の分離、あるいは製造工程の洗浄を義務づけるという手段を取っておりますけれども、2005年5月現在、レンダリング施設の80%、飼料工場の99%が一応専用施設になっているということです。

輸入配合飼料については、国内見直しのときに議論になりましたけれども、国内使用料、日本の場合は0.5%、2001年すべての国からの動物性加工タンパクを飼料としての輸入禁止。それから、2005年8月、原材料の届出を義務づけるという前回の国内見直しに伴って、現状はそういう格好になっています。

米国の輸入状況については不明と。また、サーベイランス結果は、この前かなり議論して農水省の方から詳しいデータを出していただいたので、ここには摘発率という格好で書いてありますけれども、日本が0.00282、米国の場合が0.00026と、一応定義とすれば、高リスク牛全体の87%を昨年拡大サーベイランスでやったという格好になっております。

それから、BSE陽性牛は、日本の場合、これまで20頭、健康と畜牛が9頭、高リスク牛が11頭。

米国の場合は、全部を検査したわけではないですけれども、拡大サーベイランスで2頭。健康と畜牛は、事実上ほとんど検査対象にはなっていないということ。

前から少しずつ議論が進んでいますけれども、実際、今度は導入と国内暴露の後を受けた、食肉の汚染頻度と汚染量ということを考えていかなければならないわけで、そこにと畜検査でのBSE検査、高リスク牛の排除、スタンニング、ピッシング、SRMの除去に関しては、先ほど説明がありましたけれども、査察の結果、千三百何例か違反があったと。

それから、脊髄除去、枝肉洗浄後の確認、手順、記録。それから月齢判定、先ほどA40

の問題が出ましたけれども、こんな項目について議論を進めていきたいと思います。

それで、あまり抽象的な議論になっても後で困るので、その下に急遽足してもらったものがあります。それは評価の対象になるものが、もし輸入を再開したときにどうなるのかというのは貿易でわかりませんが、止める前の実績で、必ずしも評価が依頼されているもの、米国、カナダの肉等ということになっていきますけれども、米国の場合だと、枝肉が丸ごと来るわけではなくて、ショートプレート（バラ肉）という格好で止める前、13万6,000トン、頭数ベースでやると、大体1,660万頭と考えられます。3,500万頭年間にと殺されるということを考えて、全と畜数に対して、48.8%ぐらいを占めると。

それから、牛タンの方で考えてみると、3万2,800トン、頭数ベースで行くと、2,700万頭、79.4%ということになるということで、それらのものについて、その上のカラムに戻ってと畜検査、BSE検査、日本の場合は21か月齢以上ということですが、リスク管理側として全頭検査を3年間継続すると。検査陽性牛は食用から排除と。米国の場合は実施しないと。

それから、高リスク牛の排除というのは、と畜検査によって排除。これは先ほどと畜場に来る頭数と配置人数から考えて可能かどうかという質問がありましたけれども、一応と畜検査で排除という格好になっております。

スタンニングはどちらもやると。

ピッシングは、日本は2004年12月現在、と畜牛の約80%ピッシングを実施している。現在、禁止というか、減少させる方向でやっていますけれども、現実はそのようにアメリカはピッシングはしていないと。

SRM除去に関しては、日本向けには実施するということですが、先ほどSRM除去に関しての調査結果が出てきております。

それから、脊髄除去、枝肉洗浄後の確認。日本の場合は、2005年1月、この前の国内見直しのアンケート調査の結果ですが、背割りを実施している施設154のほぼ100%で実施すると。

それから、脊髄吸引後に背割りをするというのが91.9%。脊髄吸引除去率が52.1~99.1%であるが、その後の洗浄・脊髄硬膜除去により、肉眼的にはほぼ100%除去されていると。

米国の場合は、日本向けには、洗浄の実施をするということになっています。それから、手順記録については、SSOPあるいは米国の場合は、SSOPやHACCPによる管理が義務づけられているということです。

これに関しても、この前ちょっとありましたけれども、H A C C PはB S E用のところは、ほとんどカバーしていないのではないかと。B S E用のクリティカル・ポイントを議論しているものではないのではないかと議論があったかと記憶しております。

それから、現実的には、牛肉のパッカー上位6社で、実際、全と畜頭数の86%以上を処理するという、かなり寡占状態になっているので、比率的に考えれば、日本に来る上乘せ規制の大半のものは、上位6社が占める範囲が非常に高いだろうと考えられます。

それから、諮問に対する答えの最後のところの評価対象として、日本と同等かという疑問ですから、日本の場合は年間と畜数125万頭の全月齢の牛ということになります。

米国の場合は20か月齢以下、ということは2003年12月以降に生まれた牛ということですけれども、トレーサビリティ制度はないと。それから、アメリカのと畜事情から20か月齢以下の牛は、全と畜数の約九割を占めていると。

月齢判別についてですけれども、個体月齢証明により月齢判別可能というのが、大体25%、850万頭。その他、集団月齢証明、それから枝肉格づけと。格づけの基準になるA40については全体の約10%。それから21か月例以上の牛を枝肉格づけにより、A40以下に評価される可能性というのは、先ほどの報告書にもありましたけれども、99%の信頼度で0.26%以下と、より厳しく見た場合に、1.92%と評価されていると。

これが大体、今まで既に議論してきた部分と、今日、特に議論していただきたいところの内容の紹介ですけれども、これに関して、どなたか御意見あるいは御質問はございますか。

甲斐(知)専門委員 済みません、米国と日本の評価のところに、日本と同程度のリスクというのが、もう3か所入っていますけれども、今日の議論を踏まえて、まだやっていなくてSRM除去とか、脊髄除去、枝肉洗浄後の確認は「日本向けには実施」と書いてありますけれども、まだやっていないわけですね。

吉川座長 はい。

甲斐(知)専門委員 だから、監視体制とか、やり方とか、そういうのも全部考えると、まだ確実に行って評価できないものに同程度のリスクと書いてしまうのは、早いんではないかなと思ったんですけれども。

吉川座長 わかりました。ここのところは、議論を踏まえて書くべきで、ちょっとたたき案として、山本専門委員は議論を活性化するために書いておいてくれたのかもしれませんがけれども、今日、議論したいと思いますので、ここのところはとりあえず、結果として同程度になるかは別として削除しておきましょう。

ほかにございますか。

なければ、また行ったり来たりの議論にはなると思いますが、別にどこのコラムからでも構いません。できれば資料4-1の2ページ目、1ページ目はかなりこれまでも議論してきたかと思えますし、問題点も整理されてきていると思うので、少し現実的に、もし再開という格好になれば、一番下のコラムにあるような格好で、あとちょっと内臓のが、まだ輸入実績のデータが入っていませんけれども、そういったものが過去の実績では入ってきたわけで、そういうものも含めて、特にヒトへの健康危害という観点で議論を進めたいと思えますけれども、どこからでもどうぞ。

小野寺専門委員 一番最後の牛タンの話なんですけれども、今まであまり議論にはなかったんですけれども、これは当然前の方で少しありましたかね、リンパ装置とか、リンパ組織を外すということは別にあるんですか。

吉川座長 先ほど扁桃の部分に関しては、向こうの基準が出て、舌扁桃と扁桃と併せて取ると。

小野寺専門委員 組織の中ですね。

吉川座長 はい。そうですね、ここは扁桃除去についての項目を牛タンのところに足さないといけない。

どうぞ。

小野寺専門委員 もう一つありまして、話は変わりますが、そうすると輸入部位ということ、バラ肉と牛タン以外は輸入しないのかと。

吉川座長 これは厚労省の方はどうですか。

梅田課長補佐 この表で、ショートプレート（バラ肉）、牛タンをとりわけて挙げたのは、大体どういったものが輸入されて、それがアメリカの全体のと畜の何%を占めるかということのイメージをつくるのに、1つの例として挙げたもので、ほかに牛肉全体ですと、ほかの部位を合わせて、13年度の実績で35万頭とかございますし、それから内臓では7万頭近くございます。そういう状況で、これはあくまで例ということでお考えいただければと思います。

吉川座長 7万頭ですか、7万トンですか。

梅田課長補佐 7万トンです。

吉川座長 トンですね。35万トン、7万トン。

今まで主に肉を取り上げて議論をしてきたんですけれども、諮問は肉と内臓を含むという格好で書いてあるので、後で評価を介して、また内臓だけ評価しなさいというのは避け

たいと思うので、委員の想像力を高めて、それぞれのものについて併せて議論をしていた  
だきたいと思って、参考までに現実的な資料を付けた方がわかりいいだろうと思って出し  
たので、このほかに、今、言われたように、内臓、その他、40万トンぐらいの輸入のもの  
があるということで、できれば、厚労省の方が過去の実績でどんなものが入っていて、そ  
れは由来の頭数からすれば、アメリカ全体のどのぐらいのものになるだろうかということ  
が、ある程度推測が付けば、そういうものを追加してもらえると議論は現実的にしやすい  
かと思います。

どうぞ。

山内専門委員 食肉のBSEプリオン汚染度のところの項目ですけれども、と畜検査で  
のBSE検査、高リスク牛の排除といったような項目が幾つか並んでいる。日本の場合の  
評価をしたときには、必ずしもこういう形ではなくて、実際のと畜検査の作業手順に従っ  
て分類をもう一度見直したらというのが、この間の委員会で私が申し上げたことだったん  
です。

ある程度、その方向にはなっているんですが、私はやはりと畜検査体制というものが1  
つちゃんとあって、そういう項目の下に更にBSE検査というのも加わった方がいいんじ  
ゃないかと。要するに、これだけと畜検査というのはBSE検査だけということで、やっ  
ています、やっていませんと、そういう話ではないと思うんです。実際に今日ちょっと問  
題にした生前検査のこともありますし、それからSRM除去の監視体制といったようなと  
ころでの、こういったのもと畜検査員の仕事と考えていった場合に、そういう項目を加え  
るべきではないかと思います。

吉川座長 だんだん悩ましくはなってくるんですけども、最終的には日本向けの輸出  
規制に乗ったものの評価になるんですけども、ここの項目は、今、実は入れ子にな  
っているというか、あまり鮮明には分けていないんです。「日本向けには実施」と書いて  
あって、例えば今の管理体制についても、アメリカ全部のと畜場をピンからキリまで、日  
本だって当然かなりの差があるわけで、最終的に輸出規制としてやるところの管理体制が  
どうなっているかというカラムをもう少し分けるか何かしないと、混乱になってくるかも  
しれない。

山内専門委員 簡単に管理という意味ではないんですが、やはりと畜検査というもの自  
体は、SRMの食肉への汚染を引き起こす要因となる可能性があるんじゃないかという前  
提で、そこに絞って考えればいいんだと思うんです。別にここは全体の管理体制の議論を  
する場所でも何でもないと思います。

甲斐（知）専門委員 済みません、今の問題は私は大事だと思うんですけども、ちょっと輸入の数字を見て少々私は驚いたんですが、肉の約半分、タンの約八割が日本にきているとすると、やはり監視体制、日本向けには実施といっても、半分もの肉がここに来るとすれば、ほとんどその半分の場所では、日本と同じような体制を取ってくれないといけないということになりますので、日本向けに実施だったら相当本腰で、ほんの一部を変えるというだけではなくて、ほとんど半分を変えないといけないということになりますね。

ですから、日本向けと分けて、今の体制というよりは、アメリカの今後の方針も含めてこういう体制にするという案が出ていけばいいですけども、ないのであれば、今の状態をちゃんと示してもらおうというデータが必要だと思います。

吉川座長 パーセントはこうなっています。そのとおりです。ただ、幾つか牛肉パッカー上位6社で全と畜数の86%を占めていて、実際、3,500万頭中の92%が20か月齢以下というアメリカの事情ですから、本当に上乘せ規制として、全くオープンであれば、今言われたとおり、全部のレベルを変えない限りは不可能ですけども、実情はものすごい偏りを示しているのです、本当に輸出プログラムが偏ったものをそのまま利用して上乘せをしてくるのか、それによって随分現実味が違うことになるだろうと思うんです。

どうぞ。

道野監視安全課長補佐 もう一つは、やはり20か月齢以下という制限が付いているということもあって、恐らく従来どおりのペースで入ってくるということは、なかなか難しく、その辺をどう整理してお示しすればいいかというのは、ちょっとリスク管理サイドとしても判断に困るところではあります。

吉川座長 それは私もそう思います。あくまで貿易ですから、ふたを開けてみないとわからないところがありまして、逆にその規制で減ることも十分考えられるけれども、ただ、そうやって幾つかのシナリオをつくるのは難しいので、単純に止める前の現状でどんなものだったのか。

というのは、ある程度現実的なイメージなしに、抽象的に議論したとしても、実際のレベルで、それはどのぐらいの、結局リスク枠そのものは規模と確率の問題ですから、わずか数十頭の話をしているのか、数百万頭の話をしているのか、それはやはりある程度いかに定性的評価といえども、量的なものを無視して抽象議論したとしても、それはあまり現実的な評価にならないので、そういう意味ではふたを開けてみたらざることはあったとしても、参考にできるとすれば、止める前にどのぐらいの貿易量であって、それはどのぐらいのものに由来するものかということ、ある程度評価する方の委員としては把握して

いるべきだろうと私は思ったものですから、ちょっと事務局の方に参考までに出してくださいとお願いをしたわけです。

北本専門委員 全然違う資料で申し訳ないんですけれども、資料3のEU諸国のサーベイランスデータの2004年と書いてあるもので、一番右のカラムのところなんですが「参考」と書いてあるところで「Testing on healthy slaughtered bovine animals」と、健康牛のテストのところのドイツの欄を見ていただくと、200万頭近く調べて34頭の陽性ということですね。その上の欄が260万頭調べて17頭の陽性だったと、パーセンテージがえらい違いませんか。

吉川座長 違いますね。2倍しか違っていません。

梅田課長補佐 今、計算し直してお知らせします。済みません。

北本専門委員 いや、私の言いたかったのは、こういう単純なミスも見過ごしてしまうぐらい会議が長く続いているんじゃないだろうか。

吉川座長 これはちょっと計算し直してくれませんか。どっちかが間違えていると思います。

梅田課長補佐 休憩にしますか。

吉川座長 休憩をとりますか、もうあと50分ぐらいしかありませんけれども。

木下課長補佐 それを言いたかったための質問だったんですけれども。

吉川座長 そうですか、ではちょっと5分ぐらい休みましょうか。15分までお休みで、ちょっと息をついてください。

( 休 憩 )

吉川座長 ちょうど15分になりましたので、頭を少しリフレッシュして、もう一回後半部、と畜検査体制から始めて議論を進めたいと思います。

どうぞ。

梅田課長補佐 先ほどの御指摘の数字の訂正でございますけれども、ドイツの方が間違っております、正しくは0.001483%です。上のフランスに比べまして、2倍ということですので、0.001483です。失礼しました。

吉川座長 どうもありがとうございました。

それでは、議論を元に戻したいと思いますが、今日言ったように、甲斐諭先生がいてくれれば、もう少しここについて突っ込んだ議論ができたと思うんですけれども、今

日はあいにく海外主張ということなので、ちょっと議論しにくいところもあるかと思えますけれども、こういうところは、どうしても議論しておきたい。あるいは場合によったら各省庁でも構いませんから、ここはもう少し現実的なデータを調べておいてほしいというようなことがあれば、伺いたいと思えますけれども、何かございますか。

どうぞ。

山内専門委員 食肉のBSEプリオン汚染度で、米国と日本の比較というコラムができてしまって、これは先ほどの甲斐専門委員の意見のとおり、現時点でこういう文言を入れるべきではないと思うんですが、それを単純に同程度かどうかという比較をするのか、それとも前に日本の国内の見直し、中間とりまとめを行ったときには、検査した場合と、21か月以下を検査しなかった場合でしたか、無視できるから非常に低いといったような、まずそういう評価をそれぞれについて行ったと思うんです。

言い換えれば、米国の場合に、4つだか、5つだかの分類のどれに当てはまるのか、日本の場合はどうなるのかといったようなことをやった上で比較をするというやり方もあるのではないかと。

要するに、単純にこのまま比較をするということ自体が難しいんじゃないかという気がしますので、そういった面も検討していただきたいと思えます。

吉川座長 そうですね。可能であれば、それの方がわかりやすいかもしれませんね。

それと、先ほど言った全体を議論しているのか、20か月以下の輸入規制の対象を評価しているのか、そこも場合によったらコラムをちゃんと分けて議論しないと混乱してしまうと。

山内専門委員 当然その場合には、米国の場合は20か月以下についての評価ということにしなければいけないんだと思えます。それを前提に、もっと全体のも考えるかどうかというのは、それは検討してみないことにはわからないと思えます。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 たしか、SRM除去とか、脊髄除去というのは「日本向けには実施」と書いてあるんですが、これは当然20か月齢以下のことだけに限ったのことかと思っていましたけれども。あと、カナダもわからないんですけれども、日本と同じで20か月以下なんですか。

吉川座長 はい、カナダもそうです。

わかりました。基本的には、米国のに関して、必要であれば背景の部分も書きますけれども、基本的には20か月齢以下の輸出規制対象になるポピュレーションについて項目分け

の整理。それから、できれば定性的なグレードの評価をした上で比較をするということが可能であれば、そういう方向で整理をするという進め方をちょっと試してみたいと思います。そろそろそういう意味では評価のたたき台を出していく時期に来ているとは思いますが、少しそういう形で項目をまとめていってみたいと思います。

ほかにございますか。

北本専門委員　ちょっと漠然とした不安をあおることになるのかもしれないんですけども、現在、アメリカが行っているサーベイランスで、ある程度の現在の状況というのは推定することはできると思うんです。ただ、それが将来行われるかということ、その保証はないわけです。

今、我々は、いわゆるSRM除去も含めて飼料への混入をやったときに、100%混入が今後起こらない、その増幅が起こらないというのは、かなり難しいのではなからうかと考えているときに、例えばものすごいことを言うと、現状として、かつての1993年から1996年ぐらいまでのイギリスのようにならないとも限らないわけです。シナリオとしてです。現在の項目の中に、それをチェックする項目というのはあるのかなと。

つまり、今はアメリカで2頭BSEが見つかった。アメリカも非常に強化したサーベイランスのシステムを引いた。それで現時点で大丈夫と、ある程度のことと言える。だけど、それが将来的に再開してずっと同じ状態であるかというのはわからないわけですね。そういうのはもう考えなくていいんだと、現時点だけでいいんだというのも1つなんでしょうけれども、私は国民の漠然とした不安というのはそこがないのかなと。

すごいことで、今のアメリカの状況というのは、いわゆる低汚染国で日本と同等であるというところから議論は出発しているような気がするんです。ものすごく一部の誤解をされているのか、それが真実なのかわからないですけども、いや、そんなことはない、もっと高汚染国の可能性はないのかという心配をされている方もおられます。

今の検査体制で行くと、私はそれはかなり検査をしているんじゃないかという印象を持っている。それが担保されていくのか。そんなことは気にしなくていいのか。ここのものでいいのかと。それとも担保性というのは、つまり強化されたサーベイランスは引き続き続くものだと思っていいのか、それともここで止まって、いやそうではなくて、SRM除去、それから肉骨粉の今の体制の禁止、ないしやろうとしている禁止でよくなっていくのかというところの評価が、この評価項目ではちょっと将来ということに関するところが弱いのかなと。難しいとは思いますが。だけど、素直にそう思います。

吉川座長　前の議論でも、多分答えにくいだろうと思うんですけども、拡大サーベイ

ランスをアメリカはどうするつもりなのかという疑問が出たことはあったと思うんですけども、今回、輸出再開の問題も、あるいはヨーロッパのパネラーの指摘もあって、拡大サーベイランスに1年間踏み切って、そのときには1年という条件付きで踏み切ったんですけども、米国としては、本当に1年でもう状況が把握できたと考えているのか、それともプログラムとしては継続する意思があるのか、何かわかりますか。

釘田衛生管理課長 今年の6月から拡大サーベイランスが始まっておりますけれども、そのときのアメリカの発表によりますと、1年から1年半、12か月から18か月間かけて、一定の頭数、当時は28万頭以上と言っていたんですが、検査した上で、その結果を踏まえて、その後のサーベイランスの在り方は検討するという言い方だったと思います。

一時は、1年間で打ち切るのではないかという話が流れたこともありましたが、その直前に米国産のBSEが見つかったこともありまして、今、すぐやめるといような話は何も出ておりません。

そうしますと、考えられるのは、1年半、18か月継続して、そうすると、今年の暮れになるんだろうと思うんですが、11月末なのかどうか、いずれかの時点で今年の終わりぐらいには、全体のサーベイランスの結果をまとめて評価して、その後、どういったサーベイランスを行うかということをも米国農務省の方で検討することになるんだろうと思います。それが1つ。

そのときに、恐らく米国側が考慮するだろうと思われるのは、やはりOIEにおけるサーベイランスの考え方だろうと思います。

これは、今年の5月にOIEのBSEコードの見直しが行なわれまして、御存じのとおり3つのカテゴリーになっておりまして、更に3つのカテゴリーごとにどのようなサーベイランスをやっていくべきかという考え方が示されています。

ただ、その点は、以前御報告したとおり、十分な議論が行われておりませんで、来年の総会に向けてサーベイランスの在り方は引き続き議論されることになっています。一応、事務局の提案というのは既に公表されておりますけれども、そのままでいいのか、見直すべき点があるのかということについては、今後議論されて、来年の総会でも議論されることになっています。

恐らく、米国としては、そのような国際的な場での議論も踏まえて、その後のサーベイランスの在り方を検討していくのではないかと思います。いずれにしても、全くやらなくなるということはちょっと考えられないんですけども、今のレベルのサーベイランスがそのまま続くかどうかということも、今の段階では何ともわかりません。

以上です。

吉川座長 推定されることは、それほどひどい汚染ではないにしても、米国産の汚染牛がいるだろうということは事実だろうと思いますし、それが先ほどのSRMのフローを考  
えてみても、飼料までノーチェックで行くこともまた事実で、その中にはハイリスク牛も  
含まれて、今後も含まれて30か月以上の健康牛で陽性のものも含まれていくということは  
想定しておかなければならないと思うんです。

だから、最後の安全性の保証のところは、イギリス的シナリオにならないとすれば、本  
当に交差汚染をどこまでレギュレートできるかと、その一点にしかかかってこないのも、  
そこが突破されたときには回転は止められないとシナリオは考えておかなければいけ  
ない。

ただ、そのシナリオを前提に評価するというのも結構難しいかもしれない。

北本専門委員 今の農水からの説明で非常によくわかりましたので、私の質問には十分  
答えてくれたと思います。

吉川座長 ほかにございますか。

どうぞ。

山内専門委員 今の強化サーベイランスに関連して、現在のところは強化サーベイラン  
スで得られたこれまでの成績を基に生体牛のBSE汚染のレベルというのを考えていると。  
ただ、そういう前提がはっきり置かれているんですが、それが今度はどうなるかというこ  
とに関しては、わからない。ある場合には、もう少し状況が悪くなるといったような前提  
も含めて考えることは可能かどうかです。そういうシナリオを立てられるか。

本来から言うと、最悪のシナリオまで考えるという立場もあるわけですが、それは多分  
現実的ではないかもしれない。具体的にどうやったらいいんでしょうかと、かなり疑問を  
持っているんですけども。

吉川座長 私個人的に自分の頭で考えたときのリスクのシナリオというか、やや不安を  
感じる部分というのは、汚染が完全に拡大するかどうかは別問題として、止まらないとい  
うシナリオが成り立つとすれば、若齢牛で陽性牛のSRMを食べる個体が出るかもしれな  
いということを考えなければいけないということになると思うんです。

20か月齢以下であれば、中枢神経にそんなにたまらないだろうというのは、異論もある  
ところですけども、確率論的にはそうですけれども、心配になるのは、内臓を含めた消  
化管は若齢牛でどうなるのかというのは、実は前に日本の中で一回議論をしたんですけれ  
ども、そのときは日本の場合は当然全頭検査ですから、フルにたまったものについては初

めから排除されるし、検出限界以下のものであったとしても、SRMそのものは焼却ですから、実際に20か月以下でそれを食べるということは考えられないという議論で上がっていくルートに関するリスクに関しては、もう議論を打ち切った記憶があるんですけども、米国の場合は、もう一回その議論をしなければならないのかどうなのかというのは、今日ここにはバラ肉とタンシカ出てこなかったんですけども、個人的には思い悩んでいるところではあるんです。

山内専門委員 今、言われたように、今後増幅していく可能性、そのまま変わらないでいくか、もしくはどんどん減っていくか、少なくとも定性的に大まかに分けて3つなんです。そういう前提で、それぞれのシナリオで一応考えてみて、現実的にこういったことがあり得ないというんだったら、それは捨てていくというやり方もあると思うんです。

吉川座長 私個人的には、拡大していくことはあまり考えにくいという気はするんです。ヨーロッパのこの前のケースを見ても、飼料規制を始めてリアル・パンでなくてもイギリスの場合もある程度全体像としては減少していくんですけども、ただ個々のケースとして、例えばフルタームの1頭がレンダリングに回ってしまったという定性的な1つのモデルを考えたときに、その持っている感染価とレンダリングによって低下する感染力と、それが交差汚染で戻ってくる確率等を考えたシナリオでゼロにするのが難しいとすると、それがヒットしたときにどういうことになるかというシナリオを想定しなければならないのかというのが、ちょっと悩ましいかなというところなんです。

山内専門委員 今のような説明であっていいと思うんですが、そういった説明を行うこと自体が、さっきの北本専門委員の質問に対するある程度の答えにもなると思うんです。

ですから、やはりいろいろな前提、少なくとも3つの前提というもので、この前提は我々は取らないなら取らないと、なぜ取らないのかということもちゃんとはっきりさせておけばいいんじゃないかと思います。

吉川座長 わかりました。ちょっと考えてみたいと思います。いずれ近いうちに、少し今までの議論も含めた格好でたたき台的な整理を始めたいと思うので、そのときに先ほどのスタンスで項目の評価をまとめていくと同時に、そういった考えられる幾つかのシナリオについてどういうリスクも考え方として考えておかなければならないかといったようなものについても、できれば少したたき台の中に入れて議論を進めたいと思います。

ほかにございますか。

今日、何度も繰り返しますけれども、やはり甲斐先生がいて、少しアメリカの事情を含めて、こっちが心配していることがそのとおりだというか、あるいはそれはアメリカの例

外中の例外であり考えなくてもいいんだというか、あるいはここはどうなんだと、本当は議論したくて、事務局の方にもそういう依頼をしたんですけれども、ちょっとタイミングが合わなかったので、もう一回今日の議論を踏まえて、それから特に後半のと畜場から食肉加工に関しては、実態がわからないまま議論しなければならない部分もありますけれども、やはり健康危害という点から、もしこういう心配、あるいはこういうシナリオの心配があるんだと、先ほど北本専門委員が一つ言ってくれましたけれども、そういうものがあるなら、議論を進めていく中で先に出していただいて、データがあるならデータに基づいて検証しておいた方が、あいまいになったまま結論を出して、後でまた問題になるよりはましだと思いますので、膨大な資料になっていますけれども、今一度資料を検討して、やはりこのところが納得いかない、あるいはどうしてもこういうところに心配が残るといふのがあれば、できるだけ早く事務局の方に言っていただければ、両省庁を介して資料を入手したいと思いますので、よろしくをお願いします。

だんだん議論の時間が短くなって、いいことなのか、悪いことなのかよくわかりませんが、ではそういうことで、できれば次回に少したき台的なものも出せば検討したいと思います。

どうぞ。

北本専門委員 今、座長が言われましたけれども、私はこういう心配が残るといふのは非常に明記すべきであって、米国と日本の比較のところ、これこれの心配が残るといふのを条件として明記すべきではないかと。それでもって、例えばリスクマネジメントをやらせようと。ここから先はちょっとわからないといふのも、実は明記すべきではないか。

それで、リスクマネジメントをやる側にとっても、ではある程度こういうことでリスクは同等だと思ふといふことで認めますと、ここでの結論はリスクは同等だと思ふということになれば、輸入再開になったと。だけど、何が崩れたときにまたストップできるのかといふのも含めて、やはり私はそういう個々のここでの話し合いといふのは今後ものすごく役立っていくんじゃないかと。

ですから、大前提であるここが崩れると、ちょっとこの議論は成らないといふのも含めて、我々はディスカッションしていく必要があるんじゃないかという気がします。

吉川座長 もっともだだと思います。徐々にまとめていかなければならないので、そういう点も考慮して、少し案を練りたいと思います。

ほかにございますか。

小野寺専門委員 今のことに関連してですけれども、やはり甲斐諭先生が来ないと、随分えさのことをお話しされておられていたので、アメリカのフィード・パンですか、それに関して肉骨粉がいくらか豚と鶏のえさに入っているけれども、交差汚染がされないようにうまく担保されているかとか、その辺を詳しくこの次に説明いただければと思います。

吉川座長 わかりました。甲斐先生、それから当然に日米の調査もありましたし、議員も行ってたり、いろいろな報告書もありますし、アメリカの中での質疑応答もありますから、できればその辺も一回整理して事務局から出してもらって、それを含めてもう一回議論を進めると同時に、少したたき台的なものも含めて提示したいと思います。

ほかに、事務局から何かありますか。

梅田課長補佐 今日の資料で参考資料 17 にお付けしてございますけれども、前回の疑陽性がアメリカで見つかったという件でございますけれども、再検査の結果、陰性であるということが確認されたという旨、U S D A の方からプレスリリースされていますので、それをお付けてしております。陰性であったということであります。

それから、先ほどの資料 3 のところで訂正させていただきましたけれども、併せて申し訳ございません、参考のところ、日本のところですが、0.00002 % ということで、healthy slaughtered bovine の結果がございますけれども、正しくは 0.0002 です。失礼しました。

吉川座長 わかりました。ほかに事務局の方からありますか。

梅田課長補佐 特にございません。また、日程の方は先生方の御都合を確認して決めたいと思います。甲斐先生の都合のいいときにしたいと思いますので、ありがとうございます。

吉川座長 では、これで終了いたします。どうも御苦勞様でした。